

令和 4 年 6 月 9 日

下水道使用料の賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れについて

1. 下水道使用料の賦課漏れに係る対応について

(1) 概 要

本市では、公共下水道の利用に際して、水道料金と併せて下水道使用料を賦課、徴収しておりますが、この度、公共下水道に接続されているにも関わらず、下水道使用料の賦課漏れから徴収ができていない事案が判明しました。

(2) 経過等

① 昨年の 7 月に「公共下水道を使用しているにも関わらず、下水道使用料がかかっていない」という問い合わせがあり、調査を行った結果、水道料金のみを徴収し下水道使用料は賦課していない状態であることが判明しました。このことを受けて、他にも同様の賦課漏れ等がないか、全件の調査を実施することといたしました。

② これまでの調査の結果、98 箇所(対象者数にして 119 件)の賦課漏れが判明しました。

また、これまでに下水道使用料の賦課漏れが判明し、既に賦課は開始しているものの、遡って請求がされていなかった(遡及漏れ)も 13 件確認されました。

※ 対象者数については、同一箇所で開閉栓があるため複数となる場合あり。

[賦課漏れ調査状況]

項 目	開栓中箇所	閉栓中箇所 (5 年以内)	合計箇所数	対象者数
調査対象件数	3,900 箇所	350 箇所	4,250 箇所	—
賦課漏れ件数	93 箇所	5 箇所	98 箇所	119 件

[年度別賦課漏れ発生件数]

(単位：件)

S62	H3	H4	H5	H8	H9	H10
1	1	7	7	3	7(8)	5(6)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
18(34)	5	5(7)	9(10)	10	14	2
H18	H19	H24	R1	計		
1	1	1	1	98(119)		

※ 年度は下水道使用開始年度。()内は対象者数。

- ③ 現地調査等において確認できた 98 箇所 119 件の賦課漏れの対象者の方、及び遡及漏れのあった 13 件の方に対して、改めて職員がお宅を訪問し、お詫びの上、今回の経過等の説明や下水道使用料の賦課、並びに使用料納付等のお願いをさせていただいています。

〔徴収漏れ額等(概算)〕

項 目	対象者数	時効前で徴収可能な 下水道使用料	時効のため徴収でき ない下水道使用料	合 計
賦課漏れ	119 件	約 1,105 万円	約 3,410 万円	約 4,515 万円
遡及漏れ	13 件	約 63 万円	約 760 万円	約 823 万円
計	132 件	約 1,168 万円	約 4,170 万円	約 5,338 万円

※ 概算であるため、今後の調査結果により変更。

※ 使用料の算定基礎となる水量データのある平成 10 年度以降の数値から算出。

(3) 原 因

原因については、排水設備等の事務を担当する課と、使用料の徴収等を担当する課の間で、賦課情報の共有、連携体制が不十分であったことや、料金システムへの入力漏れ、入力済確認体制の不備等が考えられます。

今後も原因の特定に向け継続して調査を実施します。

(4) 今後の対応

① 賦課漏れ調査等、継続的な調査

引き続き、下水道使用料の賦課漏れ(閉栓中状態約 7,700 件)、及び遡及漏れ(下水道使用料を賦課している全件約 40,000 件)調査を行い、全容の解明に向けて調査を進めます。

② 再発防止策等

現在、原因については調査中ではありますが、今回の事案については、重大に受け止めており、今後このようなことがないよう、再発防止策を含めて、適正に対応してまいります。

2. 下水道事業受益者負担金の徴収漏れについて

(1) 概 要

公共下水道が整備された区域内の土地の所有者等の受益者から、下水道事業に要する費用の一部を負担していただくものとして、受益者負担金(以下「負担金」)を整備が完了した区域から順次徴収しています。

但し、土地の利用形態が農地で、すぐに下水道を使用することがない場合は、受益者からの申請により 5 年以内の期間を定めて負担金の徴収猶予をしています。

また、猶予期間が終わるときにも農地である場合には、申請により再度、徴収猶予をしています。

今般、これまでの手続き事務において、徴収猶予申請書が提出されていない事案があることが判明し、既に消滅時効により負担金が徴収できない可能性があることが判明しました。

(2) 原因

負担金の徴収猶予期間満了後において、徴収猶予期間の延期や、負担金の納付のための手続き等の事務処理が適正でなかった可能性があり、今後も全容の解明に向けて継続して調査します。

(3) 今後の対応

① 全件調査

これまでに徴収猶予の申請があった全件を対象として調査を行い、引き続き徴収猶予として延期できるものと、時効により徴収できないものを精査します。
また、時効となっている対象者等の特定や、対象となる負担金額、原因等について、全容の解明に向けて調査を進めてまいります。

② 徴収猶予期間の延期手続き等

引き続き、徴収猶予として延期できるものは、土地所有者の方に対し申請書を送付し、延期の手続きを速やかに行っていただきます。

[徴収漏れ額等(概算)]

項目		箇所数	金額
徴収猶予した箇所 (昭和 63 年度から現時点までの全体数)		約 1,460 筆	約 2 億 5,900 万円
徴収できない可能性がある負担金	平成 13 年度までに時効期間経過の可能性	約 350 筆	約 7,000 万円
	平成 14～23 年度に時効期間経過の可能性	約 350 筆	約 5,000 万円
	平成 24～令和 3 年度に時効期間経過の可能性	約 250 筆	約 5,000 万円
	計	約 950 筆	約 1 億 7,000 万円

※ 概算であるため、今後の調査結果により変更。

問い合わせ：

1. 下水道使用料について

河内長野市上下水道部経営総務課 ☎0721-53-1111

2. 下水道事業受益者負担金について

河内長野市上下水道部下水道課 ☎0721-53-1111